

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
・ 定置漁業の免許の内容たるべき事項等		漁業振興課
・ 保安林の指定の予定		林政課
○長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正		監理課
◎ 公 告		
・ 特定計量器定期検査の実施		計量検定所
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧		漁業振興課
・ 測量の実施		建設企画課

## 告 示

### 長崎県告示第606号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

令和2年9月8日

長崎県知事 中村 法道

1 漁場計画番号	別表のとおり
2 免許の内容たるべき事項	
(1) 漁業種類及び漁業の名称	別表のとおり
(2) 漁業時期	別表のとおり
(3) 漁場の位置	別表のとおり
(4) 漁場の区域	別表のとおり
3 制限又は条件	別表のとおり
4 地元地区	別表のとおり
5 存続期間	免許の日から令和5年8月31日まで
6 申請期間	令和2年9月8日から 令和2年10月30日まで
7 免許予定日	令和2年12月14日

漁場 計画 番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	免許の 内容		免 許		区域	漁場 の 基 点	項 事 区 域	項 事 区 域		制 又 条 件	地元地区
			漁場の位置	漁場の位置	区域	区域				点	点		
北定計 第9号	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 平戸市 生月町 巻部浦 正前 地先	長崎県 平戸市 生月町 巻部浦 正前 地先	次の1、イ、ロ、2 の各点を順次結んで 1に至る各直線に よって囲まれた区域	1 平戸市生月町巻部浦正前沖防 波堤標識A (同防波堤南端から北方 65メートル接合部) 2 同市同町巻部浦正前沖防波堤 標識B (1から防波堤沿いに北方250 メートルのところ)	イ 1から120度350メー ートル の と こ ろ ロ 2から75度450メー ートル の と こ ろ	イ 1から105度450メー ートル の と こ ろ ロ 2から70度450メー ートル の と こ ろ				平戸市 生月町	
北定計 第10号	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 平戸市 生月町 巻部 加勢川 地先	長崎県 平戸市 生月町 巻部 加勢川 地先	次の1、イ、ロ、2 の各点を順次結んだ 各直線と最高高潮時 海岸線によって囲ま れた区域	1 平戸市生月町巻部加勢川波止 南端 2 同市同町巻部加勢川防波堤標識 (1から防波堤沿いに北方175 メートルの階段部)	イ 1から105度450メー ートル の と こ ろ ロ 2から70度450メー ートル の と こ ろ	イ 1から105度450メー ートル の と こ ろ ロ 2から70度450メー ートル の と こ ろ				平戸市 生月町	

**長崎県告示第607号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
令和2年9月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南松浦郡新上五島町小串郷字栄浦210の1、268の1、268の2、269の1、269の2、270、272
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字栄浦210の1・268の1・270（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、272
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第608号**

長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号）の一部を次のように改正し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年9月8日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 建設企画課関係 略 道路建設課関係						別表（第2条関係） 建設企画課関係 略					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者						
1	みちづくりスクラム事業補助金	国県道の代替機能を持つ市町道の整備促進を図る。	市町が国庫補助事業等により実施する市町道整備に要する経費のうち、市町負担額から交付税措置額を控除した経費。ただし、別に定める要件を満たす場合に限る。	2分の1以内	市町						

**公 告**

**特定計量器定期検査の実施（公告）**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年9月8日

長崎県知事 中村 法道

## 1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

南松浦郡

市町村別	検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
新上五島町	集合検査	鯛ノ浦地区	鯛ノ浦公民館	10月6日	9時30分から11時まで
	同 上	東神ノ浦地区	東神ノ浦漁村センター		11時30分から12時まで
	同 上	北魚目地区	北魚目出張所		14時から14時30分まで
	同 上	魚目地区	離島開発総合センター裏車庫	10月7日	9時30分から12時まで
	同 上	北魚目地区	新魚目町漁業協同組合（本所）		13時30分から16時まで
	同 上	若松地区	若松支所	10月13日	9時30分から11時まで
	同 上	小奈良尾・奈良尾地区	奈良尾支所車庫		13時30分から15時30分まで
	同 上	岩瀬浦地区	岩瀬浦公民館	10月14日	9時30分から10時まで
	同 上	浜ノ浦地区	続公民館		13時から13時30分まで
	同 上	上郷地区	奈摩地区漁民研修集会施設		14時30分から15時30分まで
	同 上	有川地区	五島うどんの里 駐車場	10月20日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
	同 上	青方地区	新上五島町石油備蓄記念会館	10月21日	9時30分から12時まで 13時から15時まで
	同 上	新上五島町全地区	新上五島町石油備蓄記念会館	10月22日	9時30分から11時まで
南松浦郡全地区	所在場所検査	計量器の所在の場所	10月5日から 10月22日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から17時まで	

## 2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

## 3 検査の実施機関

指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年9月8日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上県町越高198番地

小野 政門

長崎県対馬市上県町越高293番地

春田 次雄

## (2) 加入区

伊奈加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊奈漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

## (2) 縦覧場所

長崎県対馬市上県町伊奈1279番地 4

伊奈漁業協同組合

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（空中写真測量：数値地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年9月8日

長崎県知事 中村 法道

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市 船越町、赤崎町	令和2年8月24日から 令和3年3月10日まで

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト